

秦野市通学路見守りサポーター事業実施要領

(令和4年9月1日施行)

(目的)

- 1 この要領は、児童生徒の登下校時の交通事故発生防止を図るため、交通安全に対する市民意識を高め、市民と本市が協力して安心安全な通学路環境を創出することを目的とする。

(活動内容)

- 2 秦野市通学路見守りサポーター登録者（以下「登録者」という）は、登下校中の児童生徒への見守り及び挨拶等の声掛けを行うものとする。

(登録者に対する支援)

- 3 本市は、登録者の活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 見守り活動時に着用する物品の貸与
- (2) 市民活動補償（ボランティア保険）の適用

(登録申込書の提出)

- 4 本事業に参加しようとする者は、秦野市通学路見守りサポーター登録申込書（第1号様式）を提出するものとする。

(登録通知書の交付)

- 5 前項の申込書の提出があった場合において、その内容が適当と認めるときには、秦野市通学路見守りサポーター登録通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(登録解除の届出)

- 6 登録者は、その活動を中止するときは、秦野市通学路見守りサポーター登録解除届出書（第3号様式）を提出し、貸与品を返却するものとする。

(登録解除通知書の交付)

- 7 前項に規定する登録の解除を行ったときは、秦野市通学路見守りサポーター登録解除通知書（第4号様式）により対象者に通知するものとする。

(登録の取消)

- 8 教育長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができるものとする。

- (1) この要領に違反するとき。
- (2) 登録者として不適切な行為があったとき。
- (3) その他通学路主管課長が不相当と認めたとき。

(登録取消通知書の交付)

- 9 前項に規定する登録の取消を行ったときは、秦野市通学路見守りサポーター登録取消通知書（第5号様式）により対象者に通知するものとする。

(活動上の留意事項)

- 10 登録者は、活動にあたり次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 必ず貸与品を着用すること。
- (2) 危険車両や不審人物に対しては、自力で対処しようとせず速やかに警察に通報し、自身の安全確保を最優先させること。
- (3) 見守りの範囲を超える、指導や過度な接触は行わないこと。
- (4) 貸与品は他人に譲渡、貸与しないこと。
- (5) 交通法規やマナーを守り、他の交通の妨げにならないよう配慮すること。
- (6) 活動上知り得た児童生徒の個人情報等は他に漏らさないこと。
なお、登録の解除後も同様とする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。